

## 平成22年度長官所長会同配布資料目録

- 1 会同日程
- 2 会同員名簿
- 3 会同席図
- 4 会同進行予定

平成22年度長官所長会同会同日程

時間 日 (曜日)	9:30 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	協議終了後
9日 (水)	最高裁判所長官 あいさつ 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
10日 (木)	協議	昼食 休憩	拝謁等	

平成22年度長官所長会同会同員名簿

東京高等裁判所長官	安	倍	嘉	人
大阪高等裁判所長官	大	谷	剛	彦
広島高等裁判所長官	寺	田	逸	郎
福岡高等裁判所長官	大	野	市	太郎
仙台高等裁判所長官	房	村	精	一
札幌高等裁判所長官	田	中	康	郎
高松高等裁判所長官	富	越	和	厚
東京地方裁判所長	池	田		修
東京家庭裁判所長	山	崎		恒
横浜地方裁判所長	吉	戒	修	一
横浜家庭裁判所長	成	田	喜	達
さいたま地方裁判所長	倉	吉		敬

さいたま家庭裁判所長	山	名	学	
千葉地方裁判所長	安	井	久	治
千葉家庭裁判所長	西	島	幸	夫
水戸地方裁判所長	市	村	陽	典
水戸家庭裁判所長	竹	花	俊	徳
宇都宮地方裁判所長	村	瀬		均
宇都宮家庭裁判所長	田	中	亮	一
前橋地方裁判所長	小	川	正	持
前橋家庭裁判所長	小	川	正	明
静岡地方裁判所長	福	田	剛	久
静岡家庭裁判所長	片	山	良	廣
甲府地方家庭裁判所長	金	井	康	雄
長野地方家庭裁判所長	井	上	弘	通

新潟地方裁判所長	設	樂	隆	一	
新潟家庭裁判所長	山	口		博	
大阪地方裁判所長	吉	野	孝	義	
大阪家庭裁判所長	中	路	義	彦	
京都地方裁判所長	松	本	芳	希	
京都家庭裁判所長	二	本	松	利	忠
神戸地方裁判所長	前	田	順	司	
神戸家庭裁判所長	正	木	勝	彦	
奈良地方家庭裁判所長	田	中	澄	夫	
大津地方家庭裁判所長	飯	田	喜	信	
和歌山地方家庭裁判所長	貝	阿	彌	誠	
名古屋地方裁判所長	片	山	俊	雄	
名古屋家庭裁判所長	安	江		勤	

津	地 家	方 庭	裁 判	所 長	川	合	昌	幸
岐	阜	地 家	方 庭	裁 判	所 長	富	田	善 範
福	井	地 家	方 庭	裁 判	所 長	長	門	栄 吉
金	沢	地 方	裁 判	所 長	加	藤	幸	雄
金	沢	家 庭	裁 判	所 長	平	林	慶	一
富	山	地 家	方 庭	裁 判	所 長	柴	田	秀 樹
広	島	地 方	裁 判	所 長	芝	田	俊	文
広	島	家 庭	裁 判	所 長	下	田	文	男
山	口	地 方	裁 判	所 長	林		道	春
山	口	家 庭	裁 判	所 長	檜	崎	康	英
岡	山	地 方	裁 判	所 長	園	部	秀	穂
岡	山	家 庭	裁 判	所 長	水	上		敏
鳥	取	地 家	方 庭	裁 判	所 長	矢	延	正 平

松江地方法庭	裁判所長	谷口	幸博
福岡地方	裁判所長	山口	幸雄
福岡家庭	裁判所長	榎下	義康
佐賀地方法庭	裁判所長	服部	悟
長崎家庭	裁判所長	谷	敏行
大分地方法庭	裁判所長	加藤	誠
熊本地方	裁判所長	難波	孝一
熊本家庭	裁判所長	小松	平内
鹿兒島地方法庭	裁判所長	土肥	章大
宮崎地方法庭	裁判所長	坂井	満
那覇地方	裁判所長	木村	元昭
那覇家庭	裁判所長	筏津	順子
仙台地方	裁判所長	三輪	和雄

仙 台 家 庭 裁 判 所 長	秋	武	憲	一
福 島 地 方 裁 判 所 長	高	世	三	郎
福 島 家 庭 裁 判 所 長	本	間	榮	一
山 形 地 方 裁 判 所 長	松	田		清
盛 岡 地 方 裁 判 所 長	宮	岡		章
秋 田 地 方 裁 判 所 長	河	村	吉	晃
青 森 地 方 裁 判 所 長	田	村	幸	一
札 幌 地 方 裁 判 所 長	齋	藤		隆
札 幌 家 庭 裁 判 所 長	近	藤	壽	邦
函 館 地 方 裁 判 所 長	信	濃	孝	一
旭 川 地 方 裁 判 所 長	小	野		剛
釧 路 地 方 裁 判 所 長	佐 久	間	邦	夫
高 松 地 方 裁 判 所 長	八	木	正	一



高松家庭裁判所長	岡原剛
徳島地方家庭裁判所長	菊池洋一
高知地方家庭裁判所長	坂本倫城
松山地方裁判所長	小島浩
松山家庭裁判所長	安藤裕子

平成 22 年度 長官 所長 会 同 席 図  
( 大 会 議 室 )

出 入 口

( 高 裁 事 務 局 長 )

大 阪 (古財)  
広 島 (細田)  
仙 台 (三角)  
高 松 (松本)

( 高 裁 事 務 局 長 )

札 幌 (鈴木)  
福 岡 (平田)  
名 古 屋 (村田)  
東 京 (岡)

( 高 松 )

( 札 幌 )

高 松 地 (八木)  
青 森 地・家 (田村)  
秋 田 地・家 (河村)  
盛 岡 地・家 (宮岡)  
山 形 地・家 (松田)  
福 島 家 (本間)  
福 島 地 (高世)  
仙 台 家 (秋武)  
仙 台 地 (三輪)  
松 江 地・家 (谷口)  
鳥 取 地・家 (矢延)  
岡 山 家 (水上)  
岡 山 地 (園部)  
山 口 家 (楢崎)  
山 口 地 (林)  
広 島 家 (下田)  
広 島 地 (芝田)  
和歌山 地・家 (貝阿彌)

( 仙 台 )

( 広 島 )

高 松 家 (岡原)  
徳 島 地・家 (菊池)  
高 知 地・家 (坂本)  
松 山 地 (小島)  
松 山 家 (安藤)  
釧 路 地・家 (佐久間)  
旭 川 地・家 (小野)  
函 館 地・家 (信濃)  
札 幌 家 (近藤)  
札 幌 地 (齋藤)  
那 覇 家 (後津)  
那 覇 地 (木村)

( 名 古 屋 )

富 山 地・家 (柴田)  
金 沢 家 (平林)  
金 沢 地 (加藤幸)  
福 井 地・家 (長門)  
岐 阜 地・家 (富田)  
津 地・家 (川倉)  
名 古 屋 家 (安江)  
名 古 屋 地 (片山俊)  
宮 崎 地・家 (坂井)  
鹿 児 島 地・家 (土肥)  
熊 本 家 (小松)  
熊 本 地 (難波)

大 津 地・家 (飯田)  
奈 良 地・家 (田中澄)  
神 戸 家 (正木)  
神 戸 地 (前田)  
京 都 家 (二本松)  
京 都 地 (松本)  
大 阪 家 (中路)  
大 阪 地 (吉野)  
高 松 高 (富越)  
仙 台 高 (房村)  
広 島 高 (寺田)  
大 阪 高 (大谷)

( 大 阪 )

( 高 等 )

( 東 京 )

( 高 等 )

千 葉 家 (西島)  
千 葉 地 (安井)  
さいたま 家 (山名)  
さいたま 地 (倉吉)  
横 浜 家 (成田)  
横 浜 地 (吉戒)  
東 京 家 (山崎)  
東 京 地 (池田)  
札 幌 高 (田中)  
福 岡 高 (大野)  
東 京 高 (安倍)

( 福 岡 )

( 東 京 )

大 分 地・家 (加藤誠)  
長 崎 家 (谷)  
佐 賀 地・家 (服部)  
福 岡 家 (坂下)  
福 岡 地 (山口幸)  
新 潟 家 (山口博)  
新 潟 地 (設楽)  
長 野 地・家 (井上)  
甲 府 地・家 (金井)  
静 岡 家 (片山良)  
静 岡 地 (福田)  
前 橋 家 (小川調)  
前 橋 地 (小川詰)  
宇 都 宮 家 (田中亮)  
宇 都 宮 地 (村瀬)  
水 戸 家 (竹花)  
水 戸 地 (市村)

( 最 高 )

白 千 竹 宮 田 古 竹 堀 那 近 櫻 須 横 岡  
木 葉 内 川 原 田 崎 長官 籠 須 藤 井 藤 田 部

会 同 係

総務局長  
人事局長  
経理局長  
人任課  
人給課  
総務課  
総務課  
行政局長  
刑事局長  
家庭局長  
秘書課長  
広報課長

審議官  
情政課長  
総研所長  
司研所長  
司研教官  
首席調査官  
事務総長

会 同 係

予備 予備 情参事 総二課 総参事 人給課 人任課 経総課 経主課 民一課 刑一課 行一課 家一課 上調 上調 上調 司研局 総研部 総研部 家庭審

平成22年度長官所長会同進行予定

内 容	提 案 庁	担当局	時 間	備 考
			(第1日目)	
長官あいさつ			9:30～9:40	10分
1 裁判員法施行後1年が経過した現段階において、裁判員制度の安定的運用を早期に確立し、国民の理解と信頼をより確かなものにするために取り組むべき課題	京都地(松本)	刑事局	9:40～11:10	90分
				(休憩10分)
			11:20～12:00	40分
			12:00～13:00	昼食
2 予測される民事訴訟の将来動向に即して、合理的な訴訟運営を考える上で検討すべき事項	水戸地(市村)	民事局	13:00～15:00	120分
				(休憩10分)
3 法曹養成制度及び裁判官制度の改革を踏まえた判事補の成長支援の在り方	青森地・家 (田村)	人事局	15:10～17:00	110分
			(第2日目)	
4 社会の要請に答え得る家事事件の処理に向けて家庭裁判所が克服すべき課題と今後の方策	名古屋家(安江)	家庭局	9:30～10:40	70分
				(休憩10分)
			10:50～12:00	70分
			12:00～13:00	昼食
			13:00～15:55	拝謁等

# 意 見 要 旨

高等裁判所長官  
地方裁判所長 会 同  
家庭裁判所長

平成22年6月9日，10日開催

## 協 議 事 項

- 1 裁判員法施行後1年が経過した現段階において、裁判員制度の安定的運用を早期に確立し、国民の理解と信頼をより確かなものにするために取り組むべき課題  
(京都地裁)
- 2 予測される民事訴訟の将来動向に即して、合理的な訴訟運営を考える上で検討すべき事項 (水戸地裁)
- 3 法曹養成制度及び裁判官制度の改革を踏まえた判事補の成長支援の在り方  
(青森地家裁)
- 4 社会の要請に応え得る家事事件の処理に向けて家庭裁判所が克服すべき課題と今後の方策 (名古屋家裁)

- 1 裁判員法施行後1年が経過した現段階において、裁判員制度の安定的運用を早期に確立し、国民の理解と信頼をより確かなものにするために取り組むべき課題

(京都地裁)

- (1) 制度の安定的運用の確立に向けて司法行政面で考慮すべきこと

既に実施された裁判員裁判では、ほとんどの裁判員経験者から、分かりやすい審理がされ、充実した評議ができた、よい経験になったという肯定的、積極的な評価がされ、制度は、順調に滑り出したかのようなようである。裁判員制度を安定的に運用して、制度を国民の間にしっかりと根付かせ、国民の理解と信頼をより確かなものにするためには、裁判員等経験者に対するアンケート結果や国民の意識調査、当事者である検察官、弁護士からの問題提起などを注視する必要があるが、それとともに、裁判所部内で、常時裁判員裁判の運用状況について正確に把握し、問題状況があれば、早めに手を打っておくことが肝要である。問題解決のためには、裁判所全体での組織的取組を推進し、また、法曹三者及び日本司法支援センター（法テラス）の連携、協力を図る必要があり、司法行政面からの支援を十分に行っていくべきものと考えられる。

- ア 事件の全体状況を把握した上で、問題の所在を認識し、合理的な事件処理に向かう姿勢を裁判所全体として確立するための効果的な方策

ここに来て、事件の滞留の問題が顕在化してきている。平成22年3月末日までに起訴のあった裁判員裁判対象事件1662件のうち、同日までに終局したものは444件、26.7%に止まる。同日までに終局した事件のうち多くは自白事件又は事実関係には深刻な争いのない否認事件であると推測され、このまま推移して、多数の未済事件を抱えたまま、複雑困難事件の審理も始まると、いよいよ事件の長期化が顕著になって、審理の遅れが恒常化するおそれがある。このことは、身柄拘束期間の長期化として被告人の利益に影響するだけでなく、証人の記憶が不鮮明になるなど公判中心の審理を難しくするといった裁判員制度の根幹に関わる重大な事柄であることを十分認

識しなければならない。

現状の事務処理態勢で処理の限界を超えるような多数の新受事件があるようなときは、事件の滞留を防ぐために、他庁からのてん補など、別途司法行政的な措置を考慮すべきであるが、そうした状況がないのにもかかわらず、ただ漫然と事件を滞留させ、長期化させるようなことはあってはならないことである。裁判員裁判対象事件の新受・既済の動向からみて合理的な処理件数になっているか、各部の執務態勢から想定される年間処理件数に見合った事件処理が進行しているか、十分に注視していく必要がある。もし問題があれば、問題の所在を共通認識とし、合理的な事件処理に向かうように、裁判所全体として組織的な取組を行っていく必要がある。

裁判員裁判対象事件が長期化するのには、公判前整理手続を中心とする公判準備が長期化するからであり、その原因を分析し、対応策を検討しなければならない。裁判官、検察官、弁護士とも、制度開始当初で不慣れな面や慎重になりすぎている面があって、手続の各段階において改善を要する問題が指摘され得るが、より根本的には、裁判所、当事者を含めて、公判前整理手続の中で争点や取り調べるべき証拠を動かしがたく確定し、審理計画も細かなタイムスケジュールを最初からリジッドに決めておこうとする姿勢が支配的であることに問題があるのではないかと思われる。かつて審理、判決の在り方について精密司法の批判があったが、それが公判前整理手続に前倒し的に移行し、公判前整理手続の肥大化を招いているように思われる。公判前整理手続の目的は、争点・証拠の整理と審理計画の策定にあるが、争点の整理は、何を争点として審理を行うかその概略を明らかにするもので、争点についてそれぞれの主張を裏付けるために事細かな主張を交わすまでの必要はないし、また、審理計画の策定も、公判前整理手続の終了時までにはスケジュールの細部を固めておかなければならないものではなく、スケジュールに余裕や遊びを持たせて軌道修正や柔軟な対応が可能なようにし、進行の円滑を図るべき

と考えられる。検察庁、弁護士会とも協議をし、理解を得るべきであるが、まずは、裁判所として、公判前整理手続の運用を原点に還った合理的なものにする姿勢を確立することが先決であろう。

その上で、具体的な問題点の解決策を探ることになるが、裁判員裁判の進行モデルについて未だ明確なイメージを描き切れていない現状においては、解決策のひとつとして、例えば、自白事件など問題の少ない事件について、標準的な公判前整理手続の進行型（プラクティス）を考えてみるのが有効と思われる。自庁あるいは他庁で円滑な進行が図られ早期に終局を迎えたいわば成功例ともいえるべき事例を参考にして、各庁で検討を行い、標準的なプラクティスの共通認識を形成したい。そして、それを個々の事件での実践の中で、当事者の理解を得ながら浸透させるのが次のステップである。当事者の協力を得るためには、裁判所の訴訟指揮に対する当事者、特に弁護人の信頼が不可欠である。当然のことではあるが、各裁判官において改めて銘記すべきところであろう。また、複数の合議体のある庁では、各合議体の足並みがそろわないと、当事者の理解を得るのが難しい。部内で裁判官を中心として十分な意見交換を重ね、横の連携を密にすることの重要性を強調しておきたい。こうした試みを自白事件以外の類型にどのように広げていくか、また、その場合の標準的なプラクティスとしてどのような内容のものを想定するかは、各庁の意見も伺いながら、今少し議論を重ねたい。

#### イ 安定的な制度運用の確立のために法曹三者及び日本司法支援センターの連携協力を促進するための方策

安定的な制度運用の確立のためには、まず、弁護態勢の充実と弁護技術の底上げ、レベルアップが重要である。弁護態勢の充実に関しては、本来、弁護士会・法テラスにおいて、裁判員裁判の弁護人として適任者を常に選定できる態勢が有効に機能していることが前提になる。ところが、全国的にみても、現状は、裁判員裁判専用名簿が整備されていない庁すらあり、必ずしも



経験豊富な弁護士が専用名簿に登載されていなかったり、整備された専用名簿が必ずしも有効に活用されていないなど、全体として裁判員裁判に対応可能な弁護態勢が十分に整っているとは言い難い状況にある。各庁においては、今後とも、対応する弁護士会、法テラスに対して、弁護態勢の充実に向け、各地の実情に応じた働きかけを継続して行っていく必要がある。また、弁護技術の底上げに関しては、弁護士会が会内で弁護技術のレベルアップのために行う研修や事例研究会に、裁判所側から講師として裁判官の派遣を申し入れるなどして、積極的な協力関係の構築に努めていくべきである。

なお、法曹三者による検討会、協議会を定期的に開催して、継続的に充実した意見交換を行うことは、弁護態勢の充実、弁護技術の底上げを促す機会になるばかりでなく、公判前整理手続の円滑な運用を確保するために公判前整理手続を徒に重すぎる手続とすることなく合理的な期間内に終了させることの重要性等について、法曹三者の共通認識を醸成することにも役立つと考えられる。検討会の弁護士会側の参加者は限られ、少数になりがちのようであるので、刑事弁護委員会や刑事担当役員に参加者の拡大を働きかける一方、弁護士会の参加者が各回のテーマと議論の内容を弁護士会報に掲載して、全会員に周知してもらうように依頼するなどの方策も考えていくべきである。

## (2) 裁判員制度に対する国民の理解と信頼をより確かなものにするために取り組むべき事項

### ア 裁判員経験者や国民の声を的確に把握し、これを制度の運用改善に活用する方策

制度の運用改善には、裁判員等経験者に対するアンケートの回答結果、記者会見で表明された感想・意見、裁判官や一般職員が裁判員等から直接聴取する生の声、地裁委員会での委員の意見、一般国民を対象とする意識調査等から運用上の問題点等を浮かび上がらせ、それらについて検討を行い、その結果を有効に活用することが重要である。要望や意見への対応は、その場で

直ぐに対応が可能な接遇等に関するものなど各庁において対応すべき事項から、裁判員候補者の選定者数の適正化等、全裁判所的な検討を要する事項まで、幅広く、意識的に取り組んでいく必要がある。今後も、アンケートの回収や意見聴取等がルーチン化、マンネリ化することがないように、要望や意見の汲み上げに引き続き熱意を持って取り組んでいくべきである。

#### イ 制度に対する正しい評価を可能にするためのメディア対応その他情報提供の在り方

裁判員経験者の記者会見では、制度の意義を肯定的に評価する意見が引き続き述べられているにもかかわらず、最近、メディアは、そのような意見をほとんど取り上げなくなり、むしろ消極的な評価をする意見や不満を中心に報道するようになっている。このような報道は、誤解を招きかねないので、裁判所として、制度に対する正しい評価をもたらすようなメディア対応が不可欠である。中央あるいは各庁レベルで随時適切な情報提供を行い、記者クラブとの懇談会を開催するなどして、制度運用の実情や裁判所の姿勢を正確に伝えていく必要がある。また、国民一般に対する情報提供の在り方としては、一般国民の不安感を除き、安心して裁判員裁判に参加する気持ちになれるように、ホームページ（ウェブサイト）、地裁委員会を活用するなど、様々な媒体を通じて、裁判員経験者の意見、感想を紹介するとともに、裁判所が制度の意義をどう考えているかを伝えていくことが効果的と思われる。

一般国民を対象とする裁判員制度の運用に関する意識調査の結果によれば、裁判員裁判への参加の意向を示す者の割合は62.4%に達しているが、そのうち、「義務であれば参加せざるを得ない」との回答が43.9%を占めており、依然として積極的な参加意欲を持つ者は増えていない。最近のメディア等への情報提供では、広報効果という意味で、裁判員経験者の多くが、選任前は消極的な受け止め方をしていたのに、裁判終了後は、非常によい経験になった、よい経験になったという意見・感想を極めて高率で述べている

ことを示すことができたのは、有効であった。今後も、アンケートの自由記載欄等に現れた、裁判員制度への理解と信頼を具体的に述べている意見等を上手く取りまとめて紹介するなど、有効な情報提供の方法を工夫していくことが肝要であろう。

## 2 予測される民事訴訟の将来動向に即して、合理的な訴訟運営を考える上で検討すべき事項

(水戸地裁)

### (1) 弁護士人口の増大等に伴う当事者の訴訟活動の変容に対応したプラクティスの構築

昨年度（平成 21 年度）の長官所長会同において、民事訴訟の今後の動向については、法曹人口の増加、社会・経済情勢の変化等により、民事訴訟は量的に拡大するであろうとの予測が、共通の認識として確認され、そのような状況の下で、今後は当事者の主体的な訴訟活動の活性化を促していくべきであるとの意見が多く出された。一方で、経験の少ない弁護士の割合が高くなり、中には早くから独立して開業し先輩弁護士から必要なスキルを教えられる経験も踏まずに訴訟活動を行う例も増えるなど訴訟能力のばらつきがみられるといわれており、また、国民の意識の変化により、弁護士の依頼者に対する発言力が相対的に弱くなってきているとの指摘もされており、そうした状況の中で、当事者の主体的な訴訟活動の活性化を促していくためには様々な配慮を要するところである。

裁判所としては、最近の民事訴訟を取り巻く環境の変化をしっかりと受け止め、これまでの民事訴訟のあり方を見直して、新しい合理的な民事訴訟のプラクティスを構築すべきであり、特に、当事者と裁判所との間の意見交換が中核となるため両者の役割分担の問題が端的に現れる争点整理という局面を素材として、検討をしておくことが有益であると考えます。

#### ア 裁判所部内での議論の進め方

このような検討のため、まず何よりも現状を正確に把握し、現状に問題があるとしてそれを改める必要がある場合にはどのような手順を踏むべきかという現実的な議論を裁判所内部で行う必要がある。例えば、争点整理

については、争点整理に向けた協議が形骸化しているのではないかの指摘がされることがあり、その原因として、協議に先立ち当事者からの確な準備書面が提出されていないことや、裁判官からの適時の心証開示がないことが協議を迷走させていることなどが挙げられている。それぞれの庁の実態がこうした見方と符合しているのかをまず検証しなければならず、そのために、民事部全体、部総括判事の集まり、各部など、各庁の規模や実情に応じて、いろいろな場で裁判官同士で、あるいは書記官も交えて、率直な意見交換を試みる必要がある。

#### イ 弁護士会等と意見交換を進める手法

民事訴訟における当事者と裁判所の役割のあるべき姿を念頭に置いたプラクティスを実現するためには、裁判所内における議論や運用の蓄積を通じたコンセンサスの形成だけでなく、訴訟当事者としての弁護士の理解を得ることが不可欠であり、弁護士会との間で腰を据えた協議をしていく必要がある。そこでは、訴訟提起前の活動を含めて弁護士の合理的な活動について、実情を踏まえた意見交換が望まれる。もっとも、最近の弁護士の置かれた状況からみて当事者責任のみを強調するような議論は、利用者となる国民の理解も得られないであろう。むしろ、争点整理の材料となる訴訟・証拠資料を提供する代理人としての弁護士の力を最大限に発揮してもらうために、裁判所がどのような働きかけを当事者弁護士にしていくのが有効かといった観点からの意見交換をしていくことが重要ではないかと考える。

そこで、このような弁護士側の意見を聴くための機会をどのような形で設けるのが適切かについて、各庁の意見を交換しておくことが有益であると思われる。

- (2) 今後大量に発生することが見込まれる少額で身近な紛争を適切に解決する

## ための方策

### ア 期待されるADRの活動と連携の在り方

各裁判所に多数係属している過払金返還請求事件については、最近では、簡裁において訴訟を調停に付したり、審理や判決書を合理化する等の運用上の工夫が各地でされるようになってきている。今後も、新たな類型の少額で身近な紛争が大量に発生することは十分考えられるし、弁護士が増加して国民に身近な存在となり、これまで弁護士が関与しなかったような少額で身近な紛争にまで弁護士が関与するようになって、法的な紛争として解決を迫られる事案が増えることも考えられる。このような紛争について、司法行政の観点から動向を予測し、対応策をあらかじめ検討しておく必要がある。

今後発生することが見込まれる少額で身近な紛争の中には、訴訟に至らない段階で迅速低廉に解決することができ、それが当事者にとって望ましいものが多数あると考えられるので、我々も、裁判外紛争解決手続（ADR）の動向に無関心ではいられない。また、これからも裁判所が法的紛争の最終的な解決機関としての機能をきちんと果たしていくためには、社会全体の紛争解決機能の合理的な設計と配置を前提として、現実には発生する様々な紛争について、「その解決は、どこで行うのが最もふさわしいか」を考えて、司法機関以外のところで解決可能なものはそれに委ね、訴訟による解決は真にそれにふさわしい事案だけが持ち込まれるようなコンセンサスを形成する努力を、弁護士会やそれぞれの紛争処理に関わる関係機関との間で行っていくことを考えるべきである。

### イ 簡易裁判所の手続（訴訟・調停）の活用策

弁護士数が増加し、少額紛争についても弁護士の関与が進み、簡易裁判所においても弁護士の関与するケースが増えることが予想される。そこで、

簡易裁判所の訴訟や調停における弁護士活動の在り方を検討しておくことが必要である。

例えば、交通物損事故の少額訴訟手続において弁護士が選任されるとほぼ全件通常訴訟に移行するといわれる。弁護士が簡易な手続に慣れていない故であり、少額で身近な紛争をその内容や規模に応じた審理方式によって適切に解決するという簡易裁判所の特徴について、弁護士の理解を求めていく必要を感じさせる。他方で、裁判所としても、事案の内容に応じた事件の進行についての弁護士の意向も踏まえつつ柔軟に訴訟の運営をしていくことによって、簡易迅速な審理をするという簡易裁判所の特性を生かすように努力すべきであろう。また、民事調停についても、弁護士が紛争解決手段としてメリットを感じるような調停運営の在り方を検討していかなければならない。

このような観点から、簡易裁判所における弁護士関与の実情を把握するとともに、簡易裁判所内部での議論を進めていく必要があると思われる。

(3) いわゆる専門訴訟・複雑困難訴訟について信頼性の高い判断を行うための支援方策

ア 専門部・集中部に蓄積された情報やノウハウを広く活用できるようにするために考慮すべきこと

専門部・集中部においては、これまでも、専門的知識やノウハウをそれぞれ個別に蓄積してきたが、こうした知識やノウハウが、他庁や他の裁判体でも利用できるような態勢が構築されることは、専門訴訟・複雑困難訴訟を担当する裁判官にとって有益な支援策を提供することになると思われる。昨年も、いくつかの庁から、このような要望が述べられたが、実際、私も水戸地裁に赴任してみて、専門部等の情報の活用ができれば望ましいと感ずるところである。一方、弁護士の大幅な増加を受けて、法律事務所

の大型化とともに、専門性を強化した事務所が増えて、専門訴訟の高度化や複雑困難訴訟の増加という現象が認められることは、昨年も多くの庁から述べられたところであり、このような情報活用のニーズはますます大きくなるものと思われる。

そして、全国レベルで他庁で蓄積されたノウハウ等の活用や情報の蓄積を行うとすれば、やはりそのためのネットワークを企画構築し、継続的に連携や発信の中核となるべき存在が不可欠であるが、このような中核的役割を担う部門を設けることができないだろうか。

#### イ 先端的な紛争の適切な解決に有益な情報を収集するための方策

近時、社会経済が高度に発展し、また人の交流や事業の国際化が急速に進んだことに伴って、例えば、先端的な金融商品に関する紛争や事業活動にかかる紛争、国際的な取引にかかる租税等をめぐる紛争、難民認定にかかる事件のように特定の国における歴史や政治状況が問題となる紛争など、これまでにない難しい事案が増加している。

このような事案において、本来的に当事者が主張立証すべき事項は当事者の訴訟活動に委ねればよいとしても、それらの主張立証を適切に促したり、提出された資料を正しく評価するために、当該紛争に関する基本的な知識や紛争のバックグラウンドを理解するための情報が必要になる場合がまれではない。必要な情報の内容はその都度様々であるが、これまでに誰も経験しなかったような問題が争われる場合、裁判体の力だけでは、どのようにすれば、必要な情報が獲得できるのか、手掛かりを得ることすら困難なこともまれではなく、また、有意な情報に到達できたとしても、相当の手間と時間を必要としている。

そこで、裁判体がこのような先端的な紛争の解決に有益な情報の収集を行うについて、それを常時バックアップする仕組みを設けることは、極め



て有益であると考え。

### 3 法曹養成制度及び裁判官制度の改革を踏まえた判事補の成長支援の在り方

(青森地家裁)

#### (1) 新任判事補時代の研さん

##### ア 新司法修習を経て任官した新任判事補の実情

新司法修習の司法修習生一般については、基本法の理解が不十分な者が多いとか、口頭表現能力は高いが文章力は低いなどとの評価もされているが、判事補任官者のレベルでは、新司法修習を経て任官した者も従前と同様の高い資質、能力を備えており、むしろ、法科大学院での少人数教育で鍛えられてきた分、たくましさを感じさせる面があるように思われる。

また、新司法修習においては基本的に判決全文起案をさせなくなったことなどから危惧する向きもあった裁判実務能力、とりわけ起案能力についても、実際に新司法修習を経て任官した新任判事補が配置されてみると、起案の要領の飲み込みが早く、短期間で従前の新任判事補と同レベルに達するのではないかと思われる。このことは、同様に新しい法曹養成課程を修めた新任判事補の配属を受けた庁における実感とも合致するのではなかろうか。

このような点からすると、新司法修習を経て任官した新任判事補も、資質、能力面においては従前の新任判事補と変わらないということを前提として、その成長支援の在り方を検討してもよいであろう。

##### イ 新任判事補にどのような成長を期待して支援を考えるべきか。

裁判官には、専門的・職業的スキルとしての事件処理能力を備えるとともに、判断者として国民からの信頼を得るに足る人間的力量を身に付けることが求められており、新任判事補時代にはこれらの両面において確かな基礎を築くことが期待される。また、新任判事補時代は、自らが目指す裁判官像を考える最初の重要な時期でもある。

事件処理能力に関しては、まず判決書作成の形式的・技術的事項の修得が最初の課題となる。そうした点の訓練は、任官後の継続教育に委ねられてい

るので、OJTによる指導が予定されており、先任の判事補とダブル配置となる任官当初の2か月半は、その訓練期間と考えることができよう。そして、先任の判事補が転出した後の担当事務としては、合議事件の左陪席が主となり、その合議事件の処理を通じて、事件処理能力を高めるとともに、裁判に取り組む真摯な姿勢や裁判官としての厳しい職務意識などを身につけることが期待されることは従前と変わるものでない。

新任判事補の配置期間が約3年3か月と従前より長くなるので、この期間を有効に活用すべく、担当事務の在り方も考えるべきである。例えば、同じ部の合議事件の左陪席だけでなく、多様な事件を担当させて幅広い事件処理能力を身につけさせることも考えられる。今後、本庁には未特例判事補として新任判事補のみが配属されることになるので、当庁のような小規模庁においては、保全、執行、破産等の非訟事件を新任判事補が担当し、さらには2年目あるいは3年目の新任判事補が少年事件を担当することが必然となり、自ずと幅広い事件を担当することになる。他方、大規模庁であれば、あえて民刑の配属部を交代するなどして多様な経験をさせることも検討されてよいのではなかろうか。判事補の研さんについてその主体性を重んじ、各自にその目指す裁判官像や道のを考えさせることからすると、早い段階で様々な経験をさせることは、関心や適性見極めの幅を広げさせる意味でも有意義なものであるし、配属部を異にすることで複数の指導者の指導を得られることも貴重なことである。また、一般市民と協働する裁判員裁判を左陪席として経験しておくことは、裁判官としての資質を高めるだけでなく、人間的力量を高める上でも大きな意義があると思われる。いずれにしても、新任判事補期間の担当事務の在り方については、各庁の実情や新任判事補の希望等を踏まえた様々な運用や工夫があり得るので、柔軟に考えていく必要がある。

裁判官制度改革後においては、新任判事補期間が過ぎると、次は多くが外部経験に出ることになっているので、新任判事補時代に、外部経験を有意義

とするための備えをさせておくことも必要であり、そのためには、自らの基盤となる裁判所の組織をよく理解させることが重要で、所属部だけでなく、事務局も含めた庁全体の仕組みをよく理解させておくべきである。このことは、職場のチームリーダーとしての裁判官の役割を自覚させ、将来支部長や部総括として司法行政を的確に行えるように成長させていく意味でも有益なことと思われる。この点についても、庁の規模によって対応策が異なろうが、新任判事補の経験が所属部や裁判部限りにとどまってしまわないような工夫を積極的に施す必要があるだろう。

#### ウ 司法研修所における集合研修の評価

新任判事補期間中の司法研修所における集合研修は、任官直後の新任判事補研修と、任官して2年余り経過後の判事補基礎研究会の2回だけが同期一律の研修として存続されることになった。これについては異論はないが、研修の内容については、今後も若手裁判官の率直な意見を参考にするなどして、より良いものにしていくべきであろう。

### (2) 新任明け以降の判事補の成長支援

#### ア 判事補外部経験の実績と課題

判事補の外部経験制度は広く定着し、既に多くの判事補が外部経験を経て裁判実務に戻ってきているが、それぞれ貴重で多様な経験を積んできているように思われる。これらは裁判実務に即効的に役立つものばかりではないが、そうした経験が裁判官として、人間としての幅を広げさせ、個々の判事補を大きく成長させているのはもとより、裁判所全体、裁判官全体としての多様性をもたらし、互いに刺激し合って組織を活性化させている面もある。裁判実務に携わる期間がその分短くなることになるが、それを補って余りある成果を挙げているかどうか、外部経験を経てきた判事補の成長ぶりやそれにより裁判所が受けている影響をどのように評価するかという点について、外部経験が広く定着してきたこの時期に改めて考えてみてはどうかと考える。

なお、判事補の希望状況を見ると、裁判実務に直結する訟務や弁護士職務にどうしても目が向きがちなようである。外部経験制度の趣旨や個々の判事補の資質、能力に照らすと、むしろ裁判から離れた民間企業等での経験の方が望ましい例もあり、所長としては、各判事補の個性を見極めながら適切な助言をしていく必要があるように思われる。また、そもそも外部経験自体に消極的な判事補もあり、そのような判事補の中には外部で揉まれる経験が必要と思われる者が少なくないので、所長としてはこの点にも十分に目配りをし、折に触れて外部経験への動機付けをしていくとともに、部総括等をも巻き込んで外部経験への参加意欲を醸成する雰囲気作りに努める必要があるだろう。

判事補の外部経験への参加意欲を醸成する方策の一つとしても、外部経験の成果を個々人だけの財産にとどめずに判事補を含む他の裁判官と広く共有することが考えられてよい。

#### イ 司法研修所の公募型研修の意義

司法研修所での集合研修について、新任明け以降は同期一律研修をせず、テーマを定めた公募型の研修を実施することになっており、判事補は自らの選択に従って研修に応募していくことになる。判事補の成長についてその主体性を重んじ、多様化を図る意味で、このような制度設計は理に適うものである。また、実際に判事補に提供されている研修内容も、裁判官としての基盤を固め、専門性修得の足がかりを持つという成長目標に沿って適切なものであると考えているが、これからも判事補のニーズに的確に答えているかを不断に検証していく必要があるだろう。

このような公募型研修の制度が十分にその目的を達成するためには、判事補が応募しやすい職場環境を整備することや、判事補自身の意欲を喚起することが重要であり、これはまさに所長の仕事である。研修参加者を庁全体で支援する態勢を構築してこれを周知し、判事補が安心して研修に応募できるよう努める必要があるとともに、研修への参加意欲の低い判事補に対しては、

判事補の成長支援に関する基本的な考え方をよく説明し、研修参加の意義を説いて正しい理解を得させることが重要であるし、その判事補の個性に応じた具体的な研修への参加を助言することも効果的であろう。

ウ 判事任命までの10年間を単位として考えた場合に司法行政面で配慮すべきこと

判事補としての10年間は、判事として任命されるにふさわしい一定水準以上の能力を備えるための研さん期間と位置付けられるが、これまでは任官して5年経過時点で特例が付き、裁判実務としてはその時点で既に一人前として扱われる実態があったといえる。しかしながら、判事補の外部経験制度により、最終的にはすべての判事補が少なくとも2年間の外部経験を積むこととなって、その分だけ裁判実務への従事期間が短くなる。特に、新任明けで外部経験を行った後の任官6、7年目程度の判事補については、その影響が大きい。他方、判事補の間にできる限り専門性をも修得させるために、判事補時代に専門的事件の経験を積ませることなども有益であると考えられる。

こうした点を踏まえて、外部経験を終えた特例判事補について、その配置等をどのように考えるべきか、改めて共通認識を得ておく必要があるのではないかと思われる。

#### 4 社会の要請に応え得る家事事件の処理に向けて家庭裁判所が克服すべき課題と今後の方策

(名古屋家裁)

##### (1) 社会の変化に即した実務運用の改革を目指す上で検討すべき事項

ア 家庭裁判所は、制度創設以来60年余にわたり、家庭に関する様々な問題の解決という重要な役割を担ってきた。この間、家族の有り様や家庭を取り巻く環境は著しく変化し、それが家庭裁判所の事件の質、量に大きな影響を及ぼしていることは想像に難くない。正確なところは統計等に基づく実証的な分析を待たねばならないが、日々の事件処理を通じて、次のようないくつかの現象が指摘できる。

すなわち、離婚の件数はこの30年間に2倍以上に増加しているが、熟年離婚の増加は、財産分与事件の動向に反映し、また、離婚後の一人親家庭、とりわけ経済的困難を抱える母子家庭の増加等は、養育費事件の増加の背景を成していると考えられる。さらに、晩婚化、少子化や男性の子ども観の変化などの状況を反映して、子の監護に関する事件、特に監護者指定や面会交流を求める事件の増加と困難化が顕著となっている。子の引渡及び監護者指定事件の紛争性は高く、これが調停成立率の低さという結果に表れている。高齢化社会の進展は、成年後見等開始事件の増加につながり、被後見人等本人の数の累増により後見等監督事件の負担が増大していることも、明らかである。

こうした中で、裁判所に対し、法的判断に裏打ちされた適正迅速な解決を求め、手続にも透明性と主体的関与を望む当事者が増加している一方で、主体的な紛争解決能力に乏しい当事者も少なくないという現状が指摘されている。しかし、家事事件は多種多様であり、結局のところ、家庭裁判所には、司法機関としての役割を中核としつつ、事件の特性や社会のニーズに応じて、その機能の多様な発現が期待されていると考えるべきであろう。例えば、一

般に紛争性が高く司法的機能の強化が求められる類型とされる乙類事件の中でも、離婚後の財産分与や遺産分割事件のように、夫婦や親族共同体の問題というよりも、独立した権利義務の主体間の財産上の紛争として、当事者主義的手続運営に基づき、的確な事実認定と法的判断に依拠して迅速な解決を図ることが期待されるものもあれば、子の監護者の指定に関する事件のように、家庭裁判所の専門性を活かした当事者双方にとって納得性の高い判断ないしこれに基づく合意形成への支援が求められるものもあり、さらには、養育費に関する事件のように、簡易な算定表を活用した迅速な処理を通じて、子の養育に関するセーフティーネット的機能の一翼を担うべきものもある。これまでの実務の運用は上記方向に動いてはきているものの、従来、こうした事件の特性等に応じた柔軟な対応が実務の上で十分にかつ自覚的に取られていたとは必ずしも言い難く、伝統的な家庭裁判所の理念に沿った画一的な姿勢から脱却できないまま、眼前の事件の処理に追われる傾向にあったことは否定できない。

また、少子高齢化の進展など社会構造が急速に変化する中で、家庭裁判所の果たすべき機能をマクロ的な観点から捉え直してみることも、適切な事件処理のプラクティスを考える上で、決して無駄なことではない。例えば、老年人口や認知症患者数の増加が続き、高齢者単独世帯も一層の増加が見込まれることに、介護保険制度の導入が相俟って、高齢者の生活を支える役割が親族から社会へとシフトしていく顕著な傾向が見て取れる。成年後見制度も高齢者を支える社会的制度の一つであり、それに関わる家庭裁判所の機能も、そうした大きな流れと無関係ではあり得ない。そうであるならば、その事件処理の在り方も、家庭裁判所がこの問題に対する社会全体の取組の中でどのような役割を担うべきか、また、担うことができるのかという観点から、検討してみることが必要であろう。後見等開始事件については、申立ての動機は様々であるものの、いずれも本人の保護のために迅速な処理が求められる



のであり、また、後見等監督事件については、大量かつ長期係属による事件累増傾向の中で、後見人等による不正防止の観点に即した実効的かつ効率的な監督を行うことが期待され、かつ、それで足りるといえる。そうした趣旨に沿って合理的な実務運用を工夫し、関係機関との連携を模索することが今必要なことと考える。

イ 家庭裁判所は、これまでも、制度の変革や事件動向の変化に対応すべく実務運用の改善に向けた努力をしてきたが、社会の変化を感じ取り、速やかに対応するという姿勢に関しては、必ずしも十分とはいえなかったように思われる。

その原因として、まず、家庭裁判所の手続の特質や伝統的な考え方の問題があげられる。家事事件手続が、職権性、非公開性、裁量性等の特徴を有しているのは、本来、事件の種類や特性に応じて柔軟で適切な手続の運営を可能にする趣旨に出たものであろう。しかし、これまでの実務では、例えば、相手方の主張や提出資料等を明らかにしないまま調停を進めて、手続に対する当事者の不信を招いたり、必要性を十分に吟味しないまま一律に多くの書類の提出を求め、調査や審判に不相応に時間を掛けたりするなど、手続の透明性や迅速処理を求める当事者の要請と齟齬する状況も少なからず見られる。また、子の福祉や家庭の平和という理念の下に、後見的福祉的な役割に意識が傾くあまり、当事者を審理の客体としか見ることができず、その結果、紛争を抱え込んでその解決をいたずらに遷延し、しかも、こうした手続運営に問題意識すら持ち得ないという状況もあったのではないか。

総じて、家庭裁判所の事件処理において、社会のニーズや当事者の要望を汲み取り、積極的に対応するという意識が不足していたことは否めないが、それについては、例えば、小規模庁や支部において、複数の裁判官で各種の事件をそれぞれ平等に分担する結果、家事事件全体を責任を持って管理する者が不明確になるなどの家庭裁判所の組織や態勢の問題も関係しているよう

に思われる。また、複数の事務を並行して処理している裁判官において家事事件に対する関心が希薄になる場合があるなど、裁判官はじめ職員の意識の面でも、地方裁判所における訴訟事件の処理を職務の中心に据え、家事事件を軽視する空気がなかったとはいえない。書記官については、多忙さや当事者対応の困難さから、家事事件にやりがいを見いだせず、その担当を望まない風潮が見られたり、また、家裁調査官については、専門職として家庭裁判所に長く勤務するうちに、思考が一面化したり、視野が狭くなったりする者も見受けられたように思われる。

(2) 今後の家庭裁判所改革の具体的方策と所長の役割

ア これまでに見た家庭裁判所の現状にかんがみると、今家庭裁判所に求められているのは、従来の伝統的な理念に過度にとらわれることなく、自発的自律的な改革の姿勢をしっかりと持つことであり、そのために裁判官をはじめ職員の一層の意識改革が不可欠と考える。社会の中で家庭裁判所の果たすべき役割を的確に把握した上で、事件の特性や社会的ニーズに応じた柔軟で合理的な家事事件の処理を通じて、国民の期待に応えていこうという前向きな意欲を掻き立てていきたい。

それには、社会の要請に応じて紛争を解決することによるやりがいを裁判官はじめ職員に強く訴えるとともに、単なる精神論だけでなく、前述した組織や態勢の問題についても適切に手を打っていく必要がある。

イ 上記の観点からは、裁判官、書記官、家裁調査官等が、社会の要請、当事者の要望をしっかりと受け止めながら、事件処理の在り方との間のギャップについての的確に把握することが肝要であり、その点の認識を共通にした上で、合理的な事件処理に結び付ける方策について、各庁の意見を伺いたい。名古屋家裁では、調停委員を含めた調停充実プロジェクトチームを立ち上げており、その中の調停環境改善チームで、今後毎年1回調停当事者に対するアンケートを実施し、分析することになっていることを、一つの実践例として紹介

したい。もとより、関係機関との協議会や家庭裁判所委員会における議論や要望、当事者や代理人の意見、現場の職員の声などに耳を傾けるとともに、マスコミの報道などに関心を払うことも大事なことである。そして、裁判官や幹部職員のみならず、広く職員全体の間で、問題の所在と改善の方向について、共通の認識を形成していくためには、部会や例会といった意見交換の場で意識的に問題提起していくことが有効であろう。

ウ 次に、社会の要請に応え得る組織、態勢の在り方の見直しに当たっては、事務の合理化効率化の観点をおくことはできないが、多忙さや当事者対応への施策、中核となる裁判官や有能な職員の重要な部署への配置、調査官の活用など、事件処理態勢や職種間連携の工夫等多様な人的資源の柔軟かつ効果的な活用策を検討しなければならない。外部関係機関との連携や有益な社会的資源の活用をより促進していくことも必要であろう。こうした観点からの具体的取組についても、各庁の意見を伺いたい。

家庭裁判所の全体的な力量アップのための方策として、高等裁判所の協力を得ながら、高等裁判所所在地の家庭裁判所を中心とした管内各庁の協力態勢を整えることはどうであろうか。名古屋高裁管内の「職種間協働プロジェクト」では、管内各裁判所の書記官、調査官でプロジェクトチームを作り、同一のテーマで事件を処理しながら実務的な研究をし、年に数回担当者が集まって検討結果をまとめており、昨年は成年後見事件の処理等で成果を上げたことを紹介しておきたい。

エ 多くの職種から構成されている家庭裁判所の現状において、国民の期待に応えるべく改革を進めるに当たっては、基本方針（ビジョン）を明確に示すという意味で、所長のリーダーシップが不可欠である。また、課題解決に向けたプロジェクトチームの編成や課題の設定等にも自ら関与し、その結果を統計資料等によって検証するとともに、成果が上がればそれを適切に評価し、各部署が有機的に連携しながら改善策を実施するようリードするなどして、

組織全体の活性化を図ることが必要であろう。その際には、自由闊達な議論を促し良い考えであれば採用する柔軟な姿勢を保ち、職員のチャレンジ精神や自発的な改革意欲を後押しする雰囲気醸成していくことも大切である。そのためにも、所長自らが、協議会、事務打合会、昼食会等できるだけ多くの機会をとらえて、裁判所の抱える課題を職員に率直に話し、改革に向けての土台作りに努めることが肝要であろう。

平成22年6月9日

高等裁判所長官  
地方裁判所長 会 同  
家庭裁判所長

最高裁判所長官あいさつ

## 最高裁判所長官あいさつ

社会経済情勢の大きな変動の中で、人々の行動様式や価値観も多様化し、様々な問題についての意見の対立が深刻化しています。このような状況の下で、普遍的な法原理に則り、透明で公正な手続により紛争を解決する司法の意義は、ますます重要になっています。私たちは、時代の変化を的確に把握し、司法の機能を高め、社会の要請にこたえていかなければなりません。

裁判員制度が施行されて1年が経過しました。既に600件を超す事件について審理が行われましたが、これまでのところ、候補者の出席率は極めて高く、裁判員を経験した人々のほとんどが、審理や評議に参加できたことは有意義な体験であったとの感想を述べています。さらに、意見の中には、刑事裁判だけでなく、広く個人を取り巻く社会や制度にも関心を持つようになったといった深い認識を示すものもあります。裁判員制度は、国民の理解と協力を得るという点で順調な第一歩を踏み出したと行うことができると思います。今後、重大事件や複雑な否認事件等の審理が本格化する中で、多くの課題に直面することになります

が、法曹三者が協力して、これらを一つ一つ解決し、制度の安定的な運用を確立していく必要があります。まずは、公判廷での証言を中心とした審理を確保し、また、被告人に迅速な裁判を保障するため、公判前整理手続の機能を高め、速やかな審理を実現することが望まれます。

どのような制度の下であれ、正しい事実の認定は刑事裁判の要です。最近、長期間服役した人に対し、科学的証拠を検討し、再審で無罪の言渡しがされました。私たちは、改めて刑事裁判における事実認定の重要性を確認し、中でも科学的証拠の意義、機能について、速やかな検討を行い、その結果を広く刑事司法全般の運用に生かしていけるよう努めなければなりません。

経済情勢や法曹人口の増加等の構造的要因に基づく民事事件の動向に十分な注意を払う必要があることは、これまでも述べてきたところです。民事訴訟事件は、内容的にも数量的にも大きく変わってきており、今後、訴訟外の紛争解決手段との役割分担や連携の在り方について更に検討を深めるとともに、弁護士のが果たすべき役割を視野に置いた合理的な訴訟実務の形成に向けて、取組を進めることが求められます。また、先端的分野における訴訟や社会に広範

な影響を及ぼし紛争の実体について幅広い考察を必要とする訴訟なども増加しています。これらの事件については、法律的な知識に止まらず、対象となる事柄の内容や紛争の社会的実態などについての知識、理解が不可欠であり、的確な判断を行うために必要な情報を利用できるような態勢についても検討していかなければなりません。

家庭の姿を反映し、家事事件の態様にも著しい変化がうかがえます。家族間の事件であっても、関係者の利害の対立が激しく解決の困難な事件が増える一方で、これまで以上に家庭裁判所の専門的、後見的な機能の発揮が期待される事件も増加しています。家庭裁判所は、ともすれば、長年の実績を重視した運用を続けがちでしたが、このような事件の実態に照らし、それぞれの特質に対応できるよう機能の見直しを図ることが求められています。当事者の手続保障の強化等を柱とする家事審判法の改正作業はその一つの表れにほかなりません。法改正等に適切に対応するとともに、運用面でも、より合理的で柔軟な実務を目指して各職種の意識を改革し、改善、工夫に取り組んでいく必要があります。

司法制度改革によって導入された新しい法曹養成課程の



もとで、既に多くの判事補が任官しました。裁判所を取り巻く環境や対象とする事件に様々な変化がありますが、裁判の担い手である裁判官に求められる資質や職務に必要なとされる基本的な姿勢に、これまでと異なるものはありません。一つ一つの事件に誠実に向き合い、適切な手続の進行を通じて、早期に事件の核心をとらえ、明快な論理に支えられた妥当な判断を示すことは、裁判官の最も基本的な職責です。判事補として、まずこうした職責を着実に果たせるだけの力を身につけることがすべての基礎であると言えるでしょう。その上で、司法の直面している諸問題に対処していくためには、従来の運用を漫然と踏襲するだけでなく、自らが新たに実務を創り上げていくという気概をもって、日々の事件に取り組む姿勢が強く求められます。変動の著しい今日、すべての裁判官が、様々な課題について、自由な雰囲気の中で、闊達に意見を交換し、議論を深めていくことが必要です。

様々な課題を抱える中、日々の裁判事務については、適正迅速な裁判の実現のため着実な取組がされています。裁判所職員の真摯な執務姿勢は、裁判員裁判における接遇等の面でも国民から高い評価を受けているところです。職員

各位には、こうした平素の執務姿勢こそが、司法に対する国民の信頼の基盤であることを改めて認識し、誠実に職務に取り組んでいただきたいと思います。

以上をもって、私のあいさつといたします。

## 平成22年度長官所長会同協議結果概要

6月9、10日の両日にわたり、最高裁判所において、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同が開催された。協議事項は、①裁判員法施行後1年が経過した現段階において、裁判員制度の安定的運用を早期に確立し、国民の理解と信頼をより確かなものにするために取り組むべき課題、②予測される民事訴訟の将来動向に即して、合理的な訴訟運営を考える上で検討すべき事項、③法曹養成制度及び裁判官制度の改革を踏まえた判事補の成長支援の在り方、④社会の要請に応え得る家事事件の処理に向けて家庭裁判所が克服すべき課題と今後の方策、であり、これらの事項について活発かつ幅広い意見交換がされた。その概要は、以下のとおりである。

- 1 裁判員法施行後1年が経過した現段階において、裁判員制度の安定的運用を早期に確立し、国民の理解と信頼をより確かなものにするために取り組むべき課題  
まず、裁判員制度の安定的運用の確立に向けて司法行政面で考慮すべき事項について議論された。議論の中では、公判前整理手続を含めた公判準備が長引いている現状に関し、その原因として、裁判所の全般的な事件の進行管理が不十分ではないか、新しい制度ということ意識するあまり過度に慎重に手続を進めようとしていた面があったのではないかとの意見が述べられた。その上で、客観的なデータに基づき事件の進行状況等を常時的確に把握し、公判準備の運用の在り方の検討に役立てていくことが必要であり、このような検討を司法行政面からサポートすることが重要である旨確認された。具体的には、各庁において、公判準備における工夫例等を共有する機会を設けることが有用であるとの意見が述べられた。また、当事者との関係では、その置かれた実情を理解した上で、裁判員制度の安定的運用の確立に向け、各庁において検察庁・弁護士会・法テラスとの連携を更に深めることが重要であるとして、連携・協議の実情や工夫例が紹介された。

次に、裁判員制度に対する国民の理解と信頼をより確かなものにするために取

り組むべき事項について議論され、現在行われている裁判員等経験者によるアンケートや記者会見が国民の裁判員制度に対する理解や信頼を高める上で大きな役割を果たしていることや、各庁において今後も適切な情報発信の努力が必要であることについて意見が一致した。

## 2 予測される民事訴訟の将来動向に即して、合理的な訴訟運営を考える上で検討すべき事項

まず、争点整理の現状を踏まえた将来の合理的なプラクティスの在り方とその検討方法等について議論された。議論の中では、現行民事訴訟法の施行から10年を経過して一部に争点整理が形骸化している状況がみられるとの指摘や、法曹人口の増加や弁護士と依頼者との関係の変化が当事者（弁護士）の訴訟活動の在り方に影響を及ぼしているとの指摘がされ、今後民事訴訟の現状の問題点及び課題を客観的に分析し、合理的な民事訴訟のプラクティスの構築に向けて建設的な議論を行っていくべきであるとの点で認識の一致をみた。その上で、裁判所内部で民事訴訟の現状を踏まえた実践的な議論をする必要があるとの意見や、弁護士会との協議会などの場で継続的に実質的な意見交換をし、弁護士との間で民事訴訟の現状と今後の課題に関する問題意識を共有する必要があるとの意見などが述べられた。

次に、過払金返還請求事件は各裁判所に多数係属しているが、今後も少額で身近な紛争が大量に発生する可能性は否定できないとの認識の下に、このような紛争は、その内容や規模に応じて簡易で迅速な手続で解決するのが適当であり、裁判外紛争解決手続（ADR）や簡易裁判所における調停等の手続の活用を図るべきであるとの意見が述べられた。そして、今後ADRを行う機関との連携の在り方を検討するとともに、簡易裁判所が紛争解決機関として十分に活用されるように、調停等の手続の機能を強化していくことが重要である旨確認された。

さらに、いわゆる専門訴訟や先端的な紛争が増加する傾向にあることを踏まえ、裁判所が信頼性の高い判断を行うための支援方策について議論された。専門訴訟

については、大規模庁の専門部や集中部で蓄積された情報やノウハウを他の裁判所に還元することが有用であることに異論はなく、意見の中には、その種の情報の継続的な発信の中核となる窓口の必要性を述べるものもあった。一方、先端的な紛争の解決に当たっては、裁判所が、紛争の社会的な実体や背景事情など、その適切な解決に有益な各種の情報を収集することができるよう、裁判体をバックアップする態勢の構築が必要であるとの意見が多く述べられた。

### 3 法曹養成制度及び裁判官制度の改革を踏まえた判事補の成長支援の在り方

新任判事補の配属庁が拡大し、判事補外部経験制度の運用が定着してきたことを踏まえて、判事補の成長支援の在り方について、新任判事補の時期と新任明け以降の時期に分けて、意見交換がされた。

まず、新任判事補時期の研さんについては、新司法修習を経て任官した者も資質・能力において従来の新任判事補と遜色はなく、新たに配属庁となった小規模庁でもたくましく成長している実情が紹介された。そして、新任判事補の期間は裁判官としての基本的な力量を培う時期であるという認識の下、幅広い事件処理能力を涵養する見地や、裁判官として執務する上で有用な裁判所の機構的な側面に関する理解を深めさせる見地などから、各庁の実情や新任判事補の希望を考慮しつつ配置上の工夫など様々な試みが行われていることが報告され、今後も同様の観点から成長支援の工夫を行うべきことが確認された。

次に、新任明け以降の判事補の成長支援については、判事補外部経験制度を通じて、視野の広がりといった面での成果が既に現れているとの意見が述べられた。そして、今後同制度が定着していく中で、判事補の成長は判事任命までの10年間という長い目でとらえるのが相当であり、例えば、新任明けに外部経験を経た判事補が裁判所に復帰した際には、大規模庁の専門部の左陪席や家庭裁判所の勤務を含め、幅広い裁判事務を経験させ、その後本格的に単独事件を担当させることも有益であるとの意見が述べられた。

さらに、司法研修所が実施する研修については、判事補の主体的な成長に資す

るものであるとの認識の下に、参加しやすい環境作りのための工夫例や要望が述べられた。

#### 4 社会の要請に応え得る家事事件の処理に向けて家庭裁判所が克服すべき課題と今後の方策

まず、家庭裁判所が、その事件処理に当たって、司法機関としての役割を中核としつつ、家庭にかかわる事件の特質を考慮して、柔軟かつ妥当な解決を導くことを目指してきたことが確認された。その上で、多くの庁から、近時、乙類事件を中心に、利害対立が激しく解決の困難な事件が増加しており、当事者の権利意識や手続の透明性への関心も高まっていること、他方で、事案や当事者の特性から家庭裁判所による後見的関与が必要とされる場合も増加していること、昨今の経済情勢の悪化等を背景としてこれまで以上に迅速な解決への要請が強まっていることなどが、社会の変化ないし社会一般の家庭裁判所に対する要望の変化として指摘された。

次に、このような状況の下で、職権性・後見性を重視してきた従来の家庭裁判所の対応だけでは当事者を納得させることが難しくなっているのではないかとの意見が出され、今後手続運用の在り方を検討するに際しては、各職種が一体となって、家庭裁判所に対する要望の変化やその背景となっている社会的な要因を的確に把握し、より合理的で柔軟な事件処理態勢の構築を目指す姿勢が必要であるとの指摘がされた。そして、そのためには所長の積極的なリーダーシップが重要であるとの認識が共通して示され、各庁における多くの具体的な取組についても紹介された。